

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月十八日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一七―〇―一三二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護委員会の部の次に次のように加える。

|          |     |  |
|----------|-----|--|
| カジノ管理委員会 | 事務局 | 事務局長 次長 部長 監察官 課長 企画官 国際室長 調査室長 犯罪収益移転防止対策室長 監察官補佐 課長補佐（管理係長（監察に関する事務を担当する者に限る。） 人事係長 予算係長 |
|----------|-----|--|

別表備考第一項中「令和元年十一月三十日」を「令和二年二月二十九日」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。